

## 議案第14号

### 小田原市部等設置条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

第7次小田原市総合計画第1期実行計画の効果的かつ効率的な推進を図るための組織機構の整備を行うため改正する。

#### [内 容]

##### 1 コンプライアンス推進室の新設（第1条及び第2条関係）

職員のコンプライアンスの推進に関する事務を分掌させるため、新たにコンプライアンス推進室を設置することとし、当該事務を企画部コンプライアンス推進課からコンプライアンス推進室に移管することとする。

##### 2 事務分掌の変更（第2条関係）

###### (1) 公共施設の総合的調整に関する事務

新たに公共施設の総合的調整に関する事務を企画部に分掌させることとする。

###### (2) 財政に関する事務

財政に関する事務を総務部から企画部に移管することとする。

###### (3) 定数管理及び職制に関する事務並びに職員の人事、研修及び福利厚生に関する事務

定数管理及び職制に関する事務並びに職員の人事、研修及び福利厚生に関する事務を企画部から総務部に移管することとする。

##### 3 小田原市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正（附則第2項関係）

1によるコンプライアンス推進室の新設に伴い、消防長の資格要件について所要の規定の整備を行うこととする。（第2条関係）

#### [適 用]

令和 8 年 4 月 1 日